|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名称（商号） |  |
| **設備投資支援事業補助金チェックシート（補助金交付申請用）** | ﾁｪｯｸ欄 |
| ■ 設備投資支援事業補助金交付申請書(1)第1次産業(農業・林業・漁業)を除き、中小企業基本法第2条第1項各号いずれかに該当する事業者か。(2)丹波市内において事業開始後1年以上経過しているか。(3)申請事業は年度内（令和8年3月31日まで）に完了する事業か。(4)【個人事業主のみ】事業収入以外に給与収入がある場合は、開業届の写し及び確定申告書の写しを添付すること。 | □ |
| ■ 誓約書誓約書内の誓約事項全てに同意のうえ記名及び押印しているか。 | □ |
| ■ 見積書(1) 詳細内訳が記載されている専門業者発行の見積書であり、事業総額が税抜100万円以上の場合、2者以上の見積書が添付されているか。 ただし、税抜100万円未満は1者のみの見積書でも可。※同じ品番ではなく同等品で見積書を徴取する場合、同等品であることを示す仕様書（具備する必要がある性能・条件・品番等を記載）を別途作成し、カタログとともに添付すること。（申請者が任意様式にて作成）※中古品等で1者からの見積書しか徴取できない正当な理由がある場合、別途理由書（市長名宛で任意様式にて作成）を申請書とともに添付のこと。※個人・法人間売買、自社工事にかかるもの等は対象外 | □ |
| ■ カタログ等□ 新築・改装の場合（エアコン・トイレ工事等を含む） ※**事務所部分は補助対象外**(1)平面図（図面中に設置場所を明確に示したもの）、及び 着手前の現況がわかる写真（設置場所の全体像、設備設置箇所がわかる写真）が添付されているか。※平面図だけで全体像が分からないものについては立面図も添付(2)上記図面において事務所部分の新築・改装工事が含まれている場合、全体面積と事務所部分の面積が明確にわかるようになっているか。(3) 壁紙・塗料・電気・空調・衛生設備等の品番カタログが添付されているか。□ 設備導入の場合（工事等を伴わない設備導入）設備の型番、品番がわかるカタログ等が添付されているか。ソフトウエア導入・機能拡張の場合、事業所内におけるPC画面写真等が添付されているか。現品購入（中古品・中古車）する場合、現物のカラー写真及び現状の車検証等を添付のこと | □ |
| ■ 市税の滞納がないことの証明、または市税納税状況確認同意書を添付しているか発行日から１か月以内のもので、補助金交付申請者のものと相違ないか。※納税状況確認同意書を添付される場合、交付決定までに2週間程度時間を要します。 | □ |
| ■ 許可の有無の確認（該当する場合のみ） ※建築確認・屋外広告物（看板設置）等補助事業申請にあたり、事前に関係部署等に許可の必要の有無の確認を行っているか。 | □ |
| * 【市内取引循環型】 対象事業所のみ

丹波市内に本社または事業所のある専門業者により発行された見積書か。※1事業種類の中で複数者の見積書がある場合、発注予定先に他市業者が1者でも含まれる場合は該当しない。 | □ |
| * 【事業承継型】 対象事業所のみ

令和6年4月1日以後、第2親等内の親族関係者が経営する市内事業所に新たに経営者または従業員として事業従事する後継者がいるか。※第２親等（祖父母、父母、兄弟姉妹） | □ |